

# ご利用者負担額目安一覧表 - 負担割合が1割の方 -

2023年 4月より

単位 円/月

## 【従来型】多床室(30日間概算)

要介護度	負担 限度 段階	介護保険 基本料の 1割	基本加算 項目	食事代	居住費	日常生活費 教養娯楽費	介護職員 処遇改善 加算(Ⅲ)	特定 処遇改善 加算(Ⅱ)	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	合計
要介護1	1段階	公費負担				12,300	444	468	222	12,300
	2段階	25,350	2,376	11,700	63,960					
	3段階①			19,500	71,760					
	3段階②			40,800	93,060					
	4段階			46,200	13,200					100,560
要介護2	1段階	公費負担				12,300	468	494	234	12,300
	2段階	26,910	2,376	11,700	65,582					
	3段階①			19,500	73,382					
	3段階②			40,800	94,682					
	4段階			46,200	13,200					102,182
要介護3	1段階	公費負担				12,300	500	528	250	12,300
	2段階	28,890	2,376	11,700	67,644					
	3段階①			19,500	75,444					
	3段階②			40,800	96,744					
	4段階			46,200	13,200					104,244
要介護4	1段階	公費負担				12,300	527	556	263	12,300
	2段階	30,540	2,376	11,700	69,362					
	3段階①			19,500	77,162					
	3段階②			40,800	98,462					
	4段階			46,200	13,200					105,962
要介護5	1段階	公費負担				12,300	554	586	277	12,300
	2段階	32,280	2,376	11,700	71,173					
	3段階①			19,500	78,973					
	3段階②			40,800	100,273					
	4段階			46,200	13,200					107,773

※特別室料として、二人部屋利用時は 別途1000円/日 → 30,000円/月 がかかります。  
加算内容、日数計算、端数処理により少々誤差が出ることがあります。

## 【従来型】個室(30日間概算)

単位 円/月

要介護度	負担 限度 段階	介護保険 基本料の 1割	基本加算 項目	食事代	居住費	日常生活費 教養娯楽費	介護職員 処遇改善 加算(Ⅲ)	特定 処遇改善 加算(Ⅱ)	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	合計(特別 室料含む)	
要介護1	1段階	公費負担				14,700	12,300	406	428	203	87,000
	2段階	22,980	2,376	11,700	125,093						
	3段階①			19,500	157,493						
	3段階②			40,800	178,793						
	4段階			46,200	50,040						194,933
要介護2	1段階	公費負担				14,700	12,300	429	452	215	87,000
	2段階	24,420	2,376	11,700	126,592						
	3段階①			19,500	158,992						
	3段階②			40,800	180,292						
	4段階			46,200	50,040						196,432
要介護3	1段階	公費負担				14,700	12,300	461	486	231	87,000
	2段階	26,430	2,376	11,700	128,684						
	3段階①			19,500	161,084						
	3段階②			40,800	182,384						
	4段階			46,200	50,040						198,524
要介護4	1段階	公費負担				14,700	12,300	488	515	245	87,000
	2段階	28,110	2,376	11,700	130,434						
	3段階①			19,500	162,834						
	3段階②			40,800	184,134						
	4段階			46,200	50,040						200,274
要介護5	1段階	公費負担				14,700	12,300	514	543	258	87,000
	2段階	29,760	2,376	11,700	132,151						
	3段階①			19,500	164,551						
	3段階②			40,800	185,851						
	4段階			46,200	50,040						201,991

※特別室料として、一人部屋利用時は 2000円/日 → 60,000円/月 がかかります。  
加算内容、日数計算、端数処理により少々誤差が出ることがあります。

# 田辺駅前ケアセンター利用料金 〈介護老人保健施設サービス費〉

基本利用料金

〈2022年10月より〉

介護度別サービス費	多床室／日	個室／日	多床室／月	個室／月
要介護 1	845円／日	766円／日	25,350円／月	22,980円／月
要介護 2	897円／日	814円／日	26,910円／月	24,420円／月
要介護 3	963円／日	881円／日	28,890円／月	26,430円／月
要介護 4	1,018円／日	937円／日	30,540円／月	28,110円／月
要介護 5	1,076円／日	992円／日	32,280円／月	29,760円／月
短期集中リハビリテーション加算	258円／回	入所3月以内に集中的にリハビリを行った場合 (入所日から3カ月以内1週間に3回以上)		
認知症短期集中リハビリテーション加算	258円／回	軽度の認知症の方に上記リハビリを行った場合 (入所日から3月以内1週間に3回限度)		
外泊時費用	388円／日	上記施設サービス費に代えて算定。外泊初日と最終日は外泊扱いにはなりません(月6日限度)		
初期加算	33円／日	入所後30日に限り加算		
再入所時栄養連携加算	429円(1人1回)	施設入所者が医療機関に入院し、退院後に再入所する際、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、当該施設と当該医療機関の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を策定した場合		
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	483円／回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合		
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	515円／回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定する場合		
試行的退所時指導加算	429円／回 (1月1回)	入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該試行的な退所時に、入所者及びその家族等に、退所後の療養上の指導を行った場合(入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限る)		
退所時情報提供加算	536円／回	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合		
入退所前連携加算(Ⅰ)	644円／回	入所前後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、居宅介護支援事業所と退所前から連携し、必要な情報提供と退所後のサービス調整を行った場合		
入退所前連携加算(Ⅱ)	429円／回	居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供と退所後のサービス調整を行った場合		
訪問看護指示加算	322円／回	退所後の訪問看護の必要を認め、訪問看護ステーションに対し、指示書を交付した場合		
栄養マネジメント強化加算	12円／日	管理栄養士を厚生労働大臣の定める基準以上配置し、栄養ケア計画に従い、入所者ごとの栄養状態、食事の管理を行っている場合。		
経口移行加算	30円／日	経口による食事接食を進めるため、経口移行計画を作成した場合		
経口維持加算(Ⅰ)	429円／月	現に経口による食事を摂取する者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められた入居者に対し、栄養管理をする為の食事の観察及び会議を行い、経口維持計画を作成した場合(6ヶ月以内の期間)		
経口維持加算(Ⅱ)	108円／月	現に経口による食事を摂取する者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められた入居者に対し、栄養管理をする為の食事の観察及び会議を行い、経口維持計画を作成した場合(6ヶ月を超えた場合)		
療養食加算	7円／回 (1日3回限度)	医師の指示に基づく療養食を提供した場合		

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	108円(1人1回)	・施設の医師又は薬剤師が必要な研修を受講している ・入所後1月以内に、かかりつけ医に処方内容の変更についての合意を得ている ・服用薬剤の総合的な評価を行い、入所時と退所時の処方内容に変更がある場合、退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記録している
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	258円(1人1回)	加算(Ⅰ)を算定しており、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、必要な情報を活用する場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	108円(1人1回)	加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定しており、多剤投薬されている入所者の処方内容について施設の医師とかかりつけ医が共同して評価・調整し、当該入所者に処方される内服薬が1種類以上減少している場合
緊急時施設療養費	556円/日	容体の急変時等、緊急的な治療管理対応を行った場合(連続3日を限度)
夜勤職員配置加算	26円/日	夜勤を行う介護・看護職員が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
ターミナルケア加算	開始時にご説明いたします	ターミナルケアを実施した場合
認知症情報提供加算	376円/回	認知症の専門機関に診療情報等を添えて、認知症の確定診断の紹介をした場合
認知症行動心理症状緊急対応加算	215円/日	医師が認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断した場合
若年性認知症入居者受入加算	129円/日	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合(*65歳未満の認知症入所者の方が対象)
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	97円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	118円/月	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、必要な情報を活用する場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	257円/日	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1ヶ月に1回、連続する7日を限度とする)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	515円/日	介護老人保健施設で行うことができない専門的な診断等について、医療機関と連携し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1ヶ月に1回、連続する10日を限度とする)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	37円/日	各評価項目について、項目に応じた値を足し合わせた値が基準値を超えている場合
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算	36円/月	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が協働し、リハビリテーション計画を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円/日	看護・介護職員の占める割合が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4円/月	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、定期的な評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、その結果に基づき入所者ごとの褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14円/月	(Ⅰ)の要件に加え、入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者に、褥瘡の発生がないこと
排泄支援加算(Ⅰ)	11円/月	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、定期的に評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、また、その結果に基づき、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援を実施した場合
排泄支援加算(Ⅱ)	17円/月	(Ⅰ)の要件に加え、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無い場合
排泄支援加算(Ⅲ)	22円/月	(Ⅰ)の要件に加え、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無く、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
安全対策体制加算	22円(入所時1回)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合

科学的介護推進体制強化加算(Ⅰ)	43円/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等を厚生労働省に提出し、当該情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合
科学的介護推進体制強化加算(Ⅱ)	65円/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出し、当該情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合
自立支援推進加算	322円/月	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行い、6ヶ月に1回以上の頻度で、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加。また、医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた入所者ごとに、多職種が協働して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施し、医学的評価等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用する場合。
介護職員処遇改善加算Ⅲ	介護保険対象サービスの利用総額の1.6%	介護職員の賃金改善等について、厚生労働大臣の定める基準を満たす場合
特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険対象サービスの利用総額の1.7%	介護職員の賃金改善等について、厚生労働大臣の定める特定基準を満たす場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険対象サービスの利用総額の0.8%	介護職員の賃金改善等について、厚生労働大臣の定める特定基準を満たす場合

☆上記利用料の合計負担額には所得区分に応じた上限額が設けられています。(高額介護サービス費)

☆上記利用料金については、夫々の計算の端数処理により若干金額が増減することがあります。

### その他の利用料金

食事代及びおやつ(日額)	1,540円/日		所得により4段階の軽減措置があります (軽減措置の適用が無い場合は全額)
居住費(日額)	多床室 440円/日	個室 1,668円/日	
特別な室料(日額)	○個室 2,000円 /日      ○2人部屋 1,000円 /日		
日用品費(日額)	260円 /日 (おしぼり、歯磨き・ハブラシ、シャンプー・リンス、タオルなど)		
教養娯楽費(日額)	150円 /日	図書費、レクリエーション材料費等	
健康管理費	実費	インフルエンザ等の予防接種費など	
書類作成	実費	診断書等の書類作成は実費となります(料金は書類の種類により異なります)	
洗濯代	5階洗濯室      洗濯機1回200円      乾燥機1回30分100円		
	洗濯業者委託 ・1回～4回まで(1ネット) 715円 ・5回～6回まで(1ネット) 4,300円 ・7回～9回まで(1ネット) 5,100円 (10回目から1ネットにつき715円が追加料金となります)		
その他の費用	・特別な食事の費用(実費)・手芸材料・画材料等(実費)・遠足等特別行事の参加費用(実費)		ご希望又は参加の方のみ
テレビ レンタル	200円 /1日 (レンタル代150円 + 電気代50円)		
電気代(日額)	50円 /1日 (携帯電話・髭剃り等の私物家電製品持ち込みの場合)		
	100円 /1日 (私物テレビ持ち込みの場合)		
補食	メイバランス エネルギーゼリー等の栄養調整食品は実費となります		
理美容代	カット 2,000円 スマイルカット 2,500円	カラー(白髪染め) 4,500円 パーマ 5,600円	月1回 実施
介護タクシー	受診等の介護タクシーは自費となります。 (料金はタクシー会社により多少異なりますが、片道30分以内で2,500円程度。ストレッチャー使用は プラス3,000円程度料金が加算されます。)		